

分野
計画

男女共同参画計画

意識の形成

- 意識改革の促進
- 男女平等教育・学習の推進

環境の整備

- あらゆる分野での男女共同参画の促進
- 労働における男女平等の推進
- 男女の自立を支える福祉環境の整備

女性の人権尊重

- 生涯を通じた女性の健康支援
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶



指標 (KPI)

重要業績評価指標	基準値	目標値 (令和7年度)
「直近1年間で性別による利益または不利益を感じたことがある」と回答した市民の割合	8.8% (令和2年度)	5.0%
各種審議会等への女性の参画率	35.2%	40.0%

人権
6-2

男女共同参画



基本
方向

男女の人権が平等に尊重され、性別にとらわれることなく個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会をめざします。

現状と課題

性別による固定観念の解消
我が国では、男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備が進んできたものの、性別による偏見や不当な差別が依然として存在しています。その要因としては、働き方・暮らし方の根底に、地域社会の仕組みや慣例等により人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識が挙げられます。性別に関係なく全ての働きたい人が、仕事と家庭の二者択一を迫られることなく、能力を十分に発揮することができる環境を整えていく必要があります。

女性に対する暴力の予防・支援
女性に対する性犯罪、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、セクシャルハラスメント等は、女性の人権を著しく侵害するものであり、これらを根絶することが、男女共同参画社会の実現に向けた重要な課題です。暴力は、身体を傷つけるだけでなく、心への影響も大きく、その後の人生に大きな支障を来すおそれがある深刻な問題です。そのため、本市においても、引き続き若年層からの教育・啓発や、支援体制の充実に取り組んでいく必要があります。

